

## 議第119号

## 滋賀県東海道新幹線新駅課題対応基金条例案

上記の議案を提出する。

平成21年3月12日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県東海道新幹線新駅課題対応基金条例

## (設置)

第1条 東海道新幹線の新駅の設置計画の中止に伴い発生する課題に対応するため、滋賀県東海道新幹線新駅課題対応基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

## (繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第6条 知事は、東海道新幹線の新駅の設置計画の中止に伴い発生する課題への対応に要する経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

1 この条例は、平成21年3月31日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 滋賀県東海道新幹線新駅等施設整備促進基金条例（平成13年滋賀県条例第1号）は、廃止する。

- 3 平成20年度における基金の処分については、第6条中「対応」とあるのは、「対応としての貸付金の貸付け」とする。